## 大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令案新旧対照条文

となる建築物における特定建築材料の使用面積の合計が五十平方定耐火建築物等」という。)を解体する作業であつて、その対象に規定する耐火建築物又は同条第九号の三に規定する準耐火建築とする。	一 特定建築材料が使用されている建築物を解体する作業業とする。
第三条の四 法第二条第十二項の政令で定める作業は、次に掲げる作(特定粉じん排出等作業)	第三条の四 法第二条第十二項の政令で定める作業は、次に掲げる作(特定粉じん排出等作業)
綿とする。	ものを除く。) 「石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材(前号に掲げる)、吹付け石綿
第三条の三(法第二条第十二項の政令で定める建築材料は、吹付け石(特定建築材料)	第三条の三 法第二条第十二項の政令で定める建築材料は、次に掲げ(特定建築材料)
第一条~第三条の二 (略)	第一条〜第三条の二 (略)
現	改正案
(傍線部分は改正部分)	大気汚染防止法施行令 (昭和四十三年政令第三百二十九号)

別表第一(第二条関係)~ 別表第六(附則第四項関係) (略)	第四条~第十三条 (略)	
別表第一(第二条関係)~別表第六(附則第四項関係) (略)	第四条~第十三条 (略)	が五十平方メートル以上であるもの対象となる建築物の部分における特定建築材料の使用面積の合計の